

教 県 第 2 5 5 1 号  
令 和 2 年 3 月 1 2 日

各 県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 平 敷 昭 人  
( 公 印 省 略 )

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の た め の 県 立 学 校 に お け る  
臨 時 休 業 の 終 了 に つ い て ( 通 知 )

みだしのことについて、本県においては、3人目の感染確認(2月20日)以降、3週間が経過し、新たな感染者が確認されていないこと、感染が確認された3人の濃厚接触者の健康観察期間が終了したこと等、本県の現状を踏まえた上で、生徒の学習の保障、年度末のまとめ及び新年度に向けた準備等の必要性の観点から、臨時休業を終了することとします。

については、下記のとおり、職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、国内においては、感染が拡大し、各種イベントが中止されるなど、国をあげて感染拡大防止の取組がなされていることに鑑み、引き続き、各学校においては、感染拡大防止に向けて万全の対策を講じていただきますようお願いします。

記

1 臨時休業は、令和2年3月15日(日)で終了し、3月16日(月)から学校を再開する。

※ 学校においては、家庭との連携により健康観察を徹底するとともに、各教室の換気、手洗いの励行、咳エチケット、アルコール消毒液の設置など感染拡大防止を徹底すること。

2 学校内で感染者が発生した場合は、当該校は臨時休業とする。

3 その他、県内で新たな感染者が発生した場合の対応は、追って通知する。